



出産後の主な手続き



★他に必要なものがある場合もありますので、詳細リンクからご確認ください。

出生届	<p>生まれた赤ちゃんの戸籍と住民票を新しく作ります。出生日を含めて 14 日以内に市へ届け出てください。 →◆詳細リンク</p> <p><u>手続きに必要なもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 出生届書（原則として、父・母の署名、朱肉を必要とする印鑑による押印が必要。出生証明書に医師または助産師の記入、押印が必要） 印鑑（届出書に押してある届出人のもの） ・ 母子健康手帳
児童手当の申請	<p>中学校修了までのお子さんを養育している方を対象に支給します。申請した翌月分からの支給になりますので、お早めに請求の手続きをしてください。（生まれた日が月末で請求手続きが翌月になる場合、出生日の翌日から 15 日以内に請求すれば、請求した月分から支給対象となります。） →◆詳細リンク</p> <p><u>手続きに必要なもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 印鑑（朱肉を必要とするもの）・請求者名義の振込口座が分かるもの 厚生年金、教職員共済年金などに加入の方は、請求者の健康保険証または年金加入証明書
子ども医療費助成受給券の申請	<p>中学校修了までのお子さんの医療費（保険診療にかかる自己負担額）を助成します。年齢により、所得制限があります。 →◆詳細リンク</p> <p><u>手続きに必要なもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> お子さんの健康保険証（またはお子さん加入する予定の保護者の健康保険証） 保護者名義の振込口座がわかるもの ・ 印鑑（朱肉を必要とするもの）
健康保険への加入	<p>赤ちゃんが医療を受ける必要があったときに、医療費の一部を負担してくれる公的医療保障制度です。職種などによって加入する制度が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国民健康保険加入の方 →◆詳細リンク ■国民健康保険以外の方 →勤務先又は各保険組合へ <p><u>国民健康保険の加入手続きに必要なもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の健康保険証 ・ 本人確認書類（運転免許証など） ・ 印鑑（朱肉を必要とするもの）
出産育児一時金の申請	<p>出産費用のサポートとして、加入している健康保険から一定額が支給されます。原則、出産する医療機関へ直接支払われますので、出産する医療機関に確認し、出産前に手続きしてください。ただし次の方は、出産後に、加入保険の窓口へ申請が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）医療機関へ直接支払われるように手続きしなかった方 （2）直接支払いに対応していない医療機関等で出産された方 （3）出産育児一時金より出産費用が少なかったため、差額を受け取る方 （4）海外で出産された方 <ul style="list-style-type: none"> ■国民健康保険加入の方 →◆詳細リンク ■国民健康保険以外の方 →勤務先又は各保険組合へ
出産手当金の申請	<p>働いている女性が出産のために会社を休む場合、条件を満たしていれば、勤務先の健康保険から支給されます。勤務先で手続きしましょう。</p>
出生連絡票の提出	<p>母子健康手帳別冊に綴られている出生連絡票（ハガキ）を、出産後なるべく早くポストへ投函してください。助産師や保健師等が新生児、1～2か月児訪問をします。</p>